

---

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

---

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎	守
主 幹	相原	光男

---

議 事 日 程 (第6号)

平成20年9月12日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第13号 平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 3 議案第14号 平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第 4 議案第15号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第16号 平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第17号 平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 7 議案第18号 平成20年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 8 報告第 1号 平成19年度柴田町の健全化判断比率について
- 第 9 報告第 2号 平成19年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率について

- 第10 報告第 3号 平成19年度柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第11 認定第 1号 平成19年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成19年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成19年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 平成19年度柴田町水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において8番百々喜明君、9番佐藤輝雄君を指名いたします。

次に、日程に入る前に、昨日任命同意いたしました教育委員お二人からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。

まず、我妻さんからどうぞ、お願いします。

〔教育委員会委員 我妻一雄君 登壇〕

○教育委員会委員（我妻一雄君） 教育委員として任命同意をいただきまして、ありがとうございました。

現在の教育環境、社会状況を考えますと、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。これまで教員生活で培ってきた経験や体験を少しでも教育に還元できればと思っております。今後も皆様方のご支援を糧に、次代を担う子供たちの教育のために力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ですが、就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。（拍手）

○議長（伊藤一男君） 次に、牛澤さん、どうぞ。

〔教育委員会委員 牛澤典子君 登壇〕

○教育委員会委員（牛澤典子君） 初めに、教育委員として任命同意いただきましたこと、ありがとうございました。

私は、現在5人の子供の保護者として学校の教育にかかわっております。保護者の立場から

学校や地域、また、町の教育に意見を述べさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。また、その反面、責任を強く感じております。子供たちの未来のため一生懸命頑張っていく所存でございます。私は、微力ではございますが、皆様の協力を得ながら子供たちの教育のために力を尽くしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

大変簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。（拍手）

○議長（伊藤一男君） どうもご苦労さまでございました。

---

## 日程第2 議案第13号 平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第13号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第13号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度からの決算による繰越金及び国庫支出金等の実績確定によるものでございます。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金、国庫支出金等の確定により、1億863万2,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は36億5,686万7,000円となりました。

歳出の主なものは、国庫支出金精算返還金、後期高齢者支援金、保険給付費及び基金積立金を増額し、介護納付金を確定により減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

61ページをお開き願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億863万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,686万7,000円とするものであります。

63ページをお願いいたします。

債務負担行為補正ですが、追加1件でございます。特定保健指導業務委託料でございます。内容ですが、特定保健指導は、現在実施しております40歳以上の特定健康診査終了後の12月

から翌年の6月までの期間で実施する計画でございます。このことから、20年度から21年度まで年度がまたがったの契約となりますので、今回追加をお願いするものでございます。期間は、平成21年度、限度額は159万5,000円でございます。

65ページをお開きください。

歳入でございます。款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、療養給付費等負担金836万8,000円の減額補正でございます。内訳ですが、老人保健医療費分で262万6,000円の減、介護納付金負担金で574万2,000円の減、それぞれ減額にするものでございます。

款10繰越金ですが、1億1,700万円の増額補正でございます。これは、前年度決算による繰越剰余金でございます。

平成19年度の決算ですが、歳入総額が36億829万5,744円、歳出総額が34億7,664万5,065円ということで、剰余金1億3,165万679円、これが20年度への繰り越しとなりました。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款2の保険給付費、項1療養諸費でございます。目1の一般被保険者療養給付費、一般病院関係ですが、これは補正ゼロでございます。国庫支出金の減額に伴う財源の組み替えでございます。目2退職被保険者等療養給付費に607万円の増額でございます。それから、目4退職被保険者等療養費、これは接骨院等の関係ですが、115万2,000円の増額補正です。それから、次の項2の高額療養費、目2の退職被保険者等高額療養費に1,250万2,000円の増額補正でございます。それで、今回退職者分の保険給付費のみの増額補正ということになりますが、これは退職者数が伸びているというふうなことで今回措置させていただくものでございます。

次のページになります。

款3後期高齢者支援金等でございます。目1後期高齢者支援金、補正額が2,285万8,000円の増額で、これは支援金の決定見込みによる増額補正でございます。

款5の老人保健拠出金は、財源の組み替えでございます。

款6の介護納付金、これにつきましては補正額41万7,000円の減額でございます。納付金の決定見込みによる減額補正となっております。

次のページをお願いいたします。

款9の基金積立金でございます。目1の財政調整基金積立金に6,600万円の増額補正です。これは、平成19年度決算に伴う繰り越し剰余金が、先ほどお話ししましたとおり1億3,165万円となっております。今回この剰余金の2分の1を基金に積み立てるものでございます。今

回の積み立てによりまして、基金残高は1億9,702万5,475円となります。

款11諸支出金、償還金46万7,000円の増額で、これは19年度の国庫支出金の精算に伴う返還金となっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 債務負担行為のところの特定保健指導業務委託料の件なんです、これは、いわゆる40歳以上のメタボ健診対象者に対しての指導だと思っております、これは対象者が、20年度の健診結果に対しての対象だと思うんですが、何名ぐらいおったのかお聞きいたします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 特定保健指導の対象者ということなんです、これから契約をしてということになります、動機づけ支援、これが対象者としては127名ほど予定しております。それから、積極的支援というふうなことで64名ほど、合計で191名ほど今年度につきましては予定をさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 今年度というのは、4月までの対象ということで、これは6月までと先ほど聞いたような気がしたんですが、その辺ちょっと。

それで、この金額というのは、対象者の人数によって、今年度はこの金額で、また来年は違ってくると、来年度といえますか、変わってくる数字なのかどうか。それから、この指導というのはどういう形でなされるのか。町の保健師さんがなされるとすれば、十分その人的な手当てはされているのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 4月、今年度というか、実際今やっているわけなんです、健診等が終了するのが4月いっぱいというふうな形になりますので、その後は対象者に対してやってほしいというふうなことで通知をして、それで12月ぐらいから実際はスタートになります。それで、何回かに分けてやるわけなんです、大体第4クルーぐらいに分けてということなので、来年の6月ぐらいまでかかるのかなということ考えております。

それで、実際だれがやるのかということなんです、今、日本看護協会の方に委託をして実施するというふうな形で考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 67ページの款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金にかかわって2,285万8,000円の増額補正で決定見込みということになっていますが、これは当初よりも、例えば後期高齢者の保険の中に行く柴田町の人が多かったということなんでしょうか。これは、当初の見込みよりもかなり多いような感じがするんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 後期高齢者支援金の関係でございますが、これは当初基準額を計算するときに被保険者数に基準単価、これを掛けて算出したと、こんなことでございます。当初は国の基準単価が3万8,227円でございます。それで、いろいろ全国的に最終的にとりまとめたら3万8,000円で済まなくて、実際は単価が4万79円というふうなことで、単価がちょっと上がってございます。その関係で大きかったんですが、2,200万円ということ増額をさせていただいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） なぜ取り上げたかといいますと、後期高齢者支援金というのは、国保ばかりではなくて各種社会保険などにも課せられているわけで、実際社会保険関係も軒並み保険料が値上げされていて、あと支援金の負担に耐えきれなくて解散している民間の健保組合もあると。1カ月くらい前に西濃運輸でしたかの健保組合が解散をして、要するに、理由はこの後期高齢者支援金を払い切れなくて政府管掌の保険に移行すると。その際には、保険加入者の保険料がぐんと上がるというような現象が起こっているんです。それで、今回も大きな額の補正になって、国保の会計にかなり影響があるのではないかなというふうに思っているところなんです。それで、現計になると思うんですが、来年度に向けて後期高齢者支援金の分がどういう影響を及ぼすかというのをどう予想を立てているかというのを、答えられる範囲でいいんですが、お答え願いたいと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） いわゆる後期高齢者への支援金の負担の問題でございますが、9月11日の新聞で、健保組合9割方が赤字になるというふうな新聞記事が載っておりました。今、議員のお話あったように、トラック輸送の大手である西濃運輸ですか、それから持ち帰り寿司チェーンを展開する京樽健保組合というふうなことで、13組合が4月以降に全国的には解散したというふうなことで、いわゆる保険者にとっては大きな打撃になっている。それで、理由的には、国の方では当初、後期高齢者とか、いわゆる保険者の負担については大体1,500億円ぐらいの負担になるだろうというふうな予測をしていたんですが、これが実際に支

援金をはじめてみたら、大体4,500億円ぐらい、5,000億円ぐらいですね、それぐらいに膨大にはね上がってきているというのが実態でございます。それで、後期高齢者の方もこういうふうになんとか上がってきている、負担が多くなっている。当然国保の財政にどんと響いてきますし、もう一つ、65歳から74歳までの、いわゆる医療費に対する交付金ですね、これが、うちの方も今10億円ほど入ってくるだろうと。これは、いわゆる全国の各健保組合とか保険者が拠出して各国保に入ってくるわけなんです、これが、10億円を見ているのがどれくらい減額になるのか、今の段階でもちょっとつかめない状態です。下手すると1億円とか2億円とか、そういったのが減額になってくる可能性もありますので、その辺は今後注視していかなければならないということで、国保としては、国保の財政運営する上で非常に今危機感を持っているところです。今後もしろいろ県とかに照会いたしまして、状況等を見ながら運営していかなければならないというふうにも考えております。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第14号 平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第14号平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第14号平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度老人保健特別会計の事業実績による精算でございます。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金及び国・県支出金を含め594万4,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は3億2,573万3,000円となりました。

歳出につきましては、前年度の国・県負担金、支払基金交付金の実績額確定により一般会計繰出金等に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

69ページをお開き願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ594万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,573万3,000円とするものであります。

72ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款2国庫支出金、過年度医療費負担金3,322万9,000円の減額でございます。これにつきましては、平成19年度医療費負担金精算分で、交付額の確定によるものでございます。

次に、款3県支出金、過年度医療費負担金ですが、1,074万5,000円の減額で、これにつきましても、平成19年度の医療費負担金精算分、交付額の確定によるものでございます。

款5繰越金ですが、4,991万8,000円の増額補正でございます。これは、前年度決算に伴う繰越剰余金でございます。

次のページをお願いします。

続いて、歳出でございます。

款3諸支出金、償還金425万6,000円の増ですが、これは平成19年度の精算に伴う支払基金への返還金でございます。款3諸支出金、一般会計繰出金168万8,000円の増額補正で、これは精算による一般会計への繰り戻しでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第15号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第15号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第15号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては、一般会計繰入金1,017万1,000円の増額、平成19年度歳計剰余金1,731万1,000円の増額及び公共下水道事業債1,480万円の減額に伴う補正でございます。

歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費関係18万1,000円、需用費21万円及び下水道消費税1,229万1,000円の増額による補正でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ1,268万2,000円を増額し、補正後の予算総額を18億2,005万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、75ページになります。

議案第15号、平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,268万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億2,005万9,000円とするものであります。

第2条関係は、地方債の変更であります。

77ページをお願いします。

第2表、地方債補正であります。変更1件であります。起債の目的であります。公共下水道事業費、限度額3億2,120万円を3億640万円に変更するものであります。

79ページをお願いします。

2、歳入であります。款4繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金1,017万1,000円の増額であります。これについては、一般会計からの繰入金であります。

款5繰越金、目1繰越金1,731万1,000円の増額であります。これにつきましては、平成19年度の歳計剰余金の補正であります。

款7町債、目1公共下水道事業債1,480万円の減額であります。これにつきましては、一般公共下水道事業債の補助対象分650万円、それから資本費平準化債の830万円の合計額の補正となります。

次のページをお願いします。

3、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費であります。補正額15万2,000円ありますが、これにつきましては、節3職員手当等、節4共済費、節19負担金補助及び交付金の増額補正であります。これにつきましては人事異動による人件費の補正であります。目2汚水管理費1,229万1,000円の増額補正であります。これにつきましては節27公課費、平成19年度の消費税及び地方消費税の確定申告分、それに平成20年度の消費税及び地方消費税の中間納付分の増額補正となります。

それから、款2下水道事業費、項1下水道事業費、目1公共下水道建設費であります。23万9,000円の増額補正であります。これにつきましては、節2給料、節3職員手当等、それから節4共済費、それから節19負担金補助及び交付金について人事異動による人件費の補正、そして節11需用費については消耗品と印刷製本費の増減の補正であります。

款4公債費であります。これにつきましては財源の組み替えを行うものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第16号 平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第16号平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第16号平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものが主な内容となっております。

歳入につきましては、19年度決算による繰越金の確定による増額で、歳出につきましては、給付費の確定による国・県支出金、支払基金及び一般会計への返還金などの増額補正であります。

これにより歳入歳出それぞれ5,081万7,000円の増額補正となり、予算総額は17億8,232万6,000円となりました。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、詳細説明いたします。

85ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ5,081万7,000円を追加し、総額をそれぞれ17億8,232万6,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

88ページをごらんください。

款9繰越金5,081万7,000円の増額補正です。19年度の介護保険事業給付費の精算を行うた

めに20年度に繰り越したものです。

歳出について説明いたします。

89ページ、ごらんください。

款1 総務費、一般管理費、電算システム委託料と備品購入のための予算措置です。9万5,000円の増額です。

款4 地域支援事業、これは職員手当と共済費の人件費補正です。23万3,000円の増額です。

款5 基金積立金、19年度事業費の精算による介護保険料の剰余分、余り分なんですが、これを準備基金として積み立てます。2,010万8,000円の補正としています。現在高は1億6,000万円余りですので、この積み立てで約1億8,300万円となります。

次のページをごらんください。

款7 諸支出金、償還金、これは精算による国・県支払基金の返還です。合計で2,050万6,000円を措置しております。他会計繰出金、これは町一般会計繰入金の返還措置です。820万1,000円を補正しています。

款8 予備費に167万4,000円を追加補正しています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号、平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第17号 平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第17号平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第17号平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、年度途中における制度改正に伴う通知等の増による通信運搬費 4 万8,000円の増額補正でございます。

歳入は、一般会計からの繰入金で補正後の予算総額は2億6,069万円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

93ページをお開き願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,069万円とするものであります。

96ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款3繰入金、事務費繰入金4万8,000円の増額補正でございます。一般会計からの事務費繰入金でございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費、一般管理費4万8,000円の増でございます。これは役務費でございます。通信運搬費ということで、郵送料でございますが、当初見込みより郵送料が多くかかっておりますので、今回事務費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第18号 平成20年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第18号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第18号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動に伴う人件費並びに岩沼市で発生した仙南仙塩広域水道管の漏水事故及び大崎市や栗原市の地震災害に係る給水応援に伴う時間外勤務手当について、増額補正するものでございます。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出の補正のみとなります。

収益的支出は923万円を増額するもので、補正後の予算総額は13億3,608万9,000円となります。また、資本的支出は3万円を増額し、補正後の予算総額は6億2,593万9,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、97ページになります。

議案第18号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第1条、平成20年度柴田町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条であります。第2条は、予算で定めております業務の予定量を次のように改めるものであります。主要な建設改良事業の既決予定額を3万円増額補正し、補正後の額を2億560万4,000円に改めようとするものであります。

第3条であります。第3条は収益的収入及び支出の補正であります。収入については

ございません。支出でありますが、第1款、水道事業費用の既決予定額を923万円増額補正し、補正後の額を13億3,608万9,000円に改めようとするものであります。

その内容であります。第1項営業費用の既決予定額を923万円増額補正し、補正後の額を12億724万3,000円に改めようとするものであります。

第4条であります。第4条は資本的収入が支出額に対して不足する額であります。本文括弧中「5億830万8,000円」を「5億833万8,000円」に、「811万4,000円」を「736万1,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億4,870万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,847万4,000円」を「及び過年度分損益勘定留保資金3億6,796万6,000円」に改めようとするものであります。

収入については、ございません。

支出であります。第1款、資本的支出の既決予定額を3万円増額補正し、補正後の額を6億2,593万9,000円に改めようとするものであります。その内容であります。第1項建設改良費の既決予定額を3万円増額補正し、補正後の額を2億750万3,000円に改めようとするものであります。

次のページをお願いします。

第5条であります。第5条は予算第7条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額でありまして、人事異動によりまして人件費の増額の必要が生じたので、職員給与費の既決予定額を894万円増額補正し、補正後の額を1億1,175万7,000円に改めようとするものであります。

105ページをお願いします。

収益的収入の支出の明細であります。収入についてはございません。支出であります。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費であります。5万円の増額補正であります。これにつきましては、第4節法定福利費であります。4月の人事異動による人件費の補正であります。第2目配水及び給水費730万4,000円の増額であります。これにつきましては、第1節給料、第2節手当、第4節法定福利費であります。人事異動による人件費の補正であります。第2節の手当、時間外勤務手当114万5,000円の増額となっております。これにつきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、南長谷の漏水事故ということで互理町、そして岩手・宮城内陸地震ということで大崎市、栗原市に職員が給水応援ということで、今回、時間外勤務手当を計上させていただいたところです。第4目総係費214万6,000円の増額であります。これにつきましては、第1節給料、第2節手当、第4節法定福利費171万

6,000円の増額です。これにつきましても、4月1日の人事異動による人件費の補正であります。

資本的収入支出の補正であります。収入についてはございません。支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1水道工事費、補正額3万円ありますが、これにつきましては節3法定福利費であります。これにつきましても、人事異動による人件費の補正であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、平成20年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 報告第 1 号 平成 1 9 年度柴田町の健全化判断比率について

日程第 9 報告第 2 号 平成 1 9 年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率について

日程第 1 0 報告第 3 号 平成 1 9 年度柴田町水道事業の資金不足比率について

○議長（伊藤一男君） 日程第8、報告第1号平成19年度柴田町の健全化判断比率について、日程第9、報告第2号平成19年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率について、日程第10、報告第3号平成19年度柴田町水道事業の資金不足比率についてを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、報告第1号平成19年度柴田町の健全化判断比率についてから、報告第3号平成19年度柴田町水道事業の資金不足比率についてまで

の報告理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方自治体の財政健全化度をはかる新しい物差しとして、平成19年度決算に基づく健全化判断比率並びに公共下水道事業及び水道事業の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まず、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

平成19年6月に夕張市のような財政破綻団体が出るのを防ぐ制度としまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されました。これまで対象になっていなかった国民健康保険を初めとする特別会計や第三セクターの不良債務などもチェック対象とされ、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断指標が導入され、自治体の財政状況を全国的に把握する制度になっております。

自治体財政への監視基準を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促し、住民生活への影響を最小限にすることがねらいです。

新制度では、財政状況の悪化が軽度の早期健全化団体と悪化が深刻化した財政再生団体の2段階に分けられ、財政再建を行うこととなります。旧制度になかった早期是正対策が盛り込まれているのが特徴であります。平成19年度決算から健全化判断比率と算定書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ、住民に公表することが定められていることから、今回、監査委員の意見を付して報告するものであります。平成20年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準や財政再生基準を上回った場合は、財政健全化計画、財政再生計画を策定しなければなりません。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を言います。別紙で報告第1号から第3号の関係資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

平成20年度柴田町議会第3回定例会、報告第1号、報告第2号、報告第3号関係資料というものをごらんください。

1ページをお開きいただきたいと思います。

今、ご説明申し上げましたが、四つの財政指標と資金不足比率ということで、どんな会計が対象になるかということの一覧でございます。それで、右側の黒い網で書いている方が今回

法律でこのような形であるということで、例えば実質赤字比率につきましては、一般会計と特別会計といいますが、これは公営事業会計を除くとなっておりますが、柴田町の場合は、実質赤字比率の対象になるのは一般会計だけということになります。それから、その隣の連結実質赤字比率ということで、この対象になる会計は一般会計、それから公営事業会計ということで、柴田町の場合は下水道が入ります。それから、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健事業ということで、柴田町の場合は三つの特別会計が対象になります。それから、地方公営企業法ということで上水道ですね、水道事業が柴田町の場合は対象になるということで、ここまでが連結実質赤字比率の対象になるということでございます。

それから、その隣の実質公債費比率ということにつきましては、今お話ししました連結実質赤字比率の対象の会計のほかに、一部事務組合等ということで、柴田町の場合は中核病院、それから仙南広域組合ということで、二つがこの実質公債費比率の対象になるということでございます。

それから、将来負担比率ということになりますと、さらにこれに地方独立行政法人、地方三公社、第三セクターということで対象となりますけれども、柴田町の場合は仙南土地開発公社が対象になるということでございます。

それで、一番右側の資金不足比率ということで、下水道と上水道がこの資金不足比率の対象になるということでございます。

2ページをお開きください。

2ページにつきましては、先ほど言いましたように2段階で国の方から指導があるということで、一つは、イエローカードです。早期健全化基準ということでイエローカードということです。それで、実質赤字比率につきましては、標準財政規模に応じて各自治体違います。それで、柴田町の場合は13.85%を超えるとイエローカードの方になるということでございます。それから、連結実質赤字比率につきましては、柴田町は18.85%ということになります。3番目としまして、実質公債費比率です。これにつきましては、25%を超えるとイエローカードになるということでございます。それから、4番目としまして、将来負担率につきましては、350%を超えるとイエローカードということになります。それで、イエローカードをもらいますと、財政健全化計画を策定しまして、議会の議決を経て定めるということになっております。それで、それを町民の皆さんにも公表するというようになっております。

それから、レッドカードです。財政再生基準ということで、これまでの夕張市のような再建団体というふうにとらえていただいて結構ですけれども、実質赤字比率につきましては20%、

連結実質赤字比率につきましては40%。これにつきましては、24年度以降は30%に下がって、厳しくなるということでございます。実質公債費比率につきましては、35%以上になればレッドカードということになります。それで、このレッドカードをもらおうと財政再生計画を定めまして国の方にですね、総務大臣の同意がなければ借金とかができなくなるということで、夕張市のように国の監視下に置かれながら再建を行うということになります。

それで、四つの指標がどういう考え方かということで、健全化判断比率の概要ということで書いております。実質赤字比率といいますのは、一般会計を対象にしまして、赤字の割合が標準財政規模に対してどのくらいになっているかという比率でございます。これについては、柴田町は単年度で赤字になっておりませんので、対象にならないということでございます。それから、連結実質赤字比率につきましては、先ほど1ページで説明しましたように、一般会計なり特別会計、上水道関係なんかも全部対象にした標準財政規模に対してどのくらい赤字かという比率でございます。これにつきましても、柴田町は赤字になっている会計がございませんので、数値は出てこないということでございます。

それから、3ページになりまして、ちょっと申しわけありませんが訂正があります。ページの真ん中に※で特定財源、矢印①②というふうに書いてありますけれども、この※の「特定財源」ではなくて、「標準財政規模」ということで訂正いただきたいと思います。「特定財源」を「標準財政規模」ということでご訂正いただきたいと思います。

それで、実質公債費比率につきましては、17年度から導入されたわけですがけれども、あとで報告書の方で詳しく説明しますが、毎年返す借金ですね、その借金を返す割合が、標準財政規模と比べてどの程度の返済をしているかということで、3カ年の平均で出すようになります。ですから、今回の19年度の決算の数字は17.5%というふうになっておりますけれども、平成17年度、18年度、19年度の3カ年の平均の率だということでご理解いただきたいと思います。それで、このように表、いっぱい難しく書いてあるんですけども、考え方は、毎年返す借金の割合が、町の財政規模に対してどの程度になっているかということでご理解いただきたいというふうに思います。

それで、ことしから、19年度分から算定が変わりまして、その特定財源ですかね、都市計画税が18年度決算までは収入に見られていなかったわけですがけれども、19年度の今回の決算から都市計画税も特定財源と見ることができるといことが大きく変わった点でございます。

それから、4番の将来負担比率ということで、これにつきましては、将来町で借金がどのくらいあるかということで、それを標準財政規模等でどのくらいになっているかということ

の割合を示す比率でございます。

それでは、報告書の1ページをお開きください。

報告第1号平成19年度柴田町の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成19年度柴田町の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告するというところでございます。

監査委員の意見につきましては、7ページと8ページにありますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

監査委員からの財政健全化審査意見書であります。審査の結果につきましては、「健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる」との意見が付され、是正改善を要する事項としまして、「関係指標は基準値より下回っていることから、改善すべき事項は認められない」との意見が付されております。

1ページにお戻りください。

各四つの指標の比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、先ほどご説明申し上げましたように赤字決算の会計がありませんので、比率は出てこないということでございます。

実質公債費比率は17.5%になります。実質公債費比率は、平成17年度決算から導入され、国が示す算定方式により算定しており、3カ年の平均で算出します。平成17年度は21.4%、平成18年度は21.0%でありました。平成19年度決算からは、都市計画税が公債費への充当が可能になりました。算定方法が変更になったことから、実質公債費比率は17.5%と昨年度より3.5%下回った結果になりました。昨年度と同様に試算しますと22.8%になります。算定方法が変わっただけで、決して財政状況が好転したものではないというふうに考えております。実質公債費比率が18%以下になったことから、地方債発行の自治体権限の制限がなくなりました。昨年度までは、柴田町が起債を借りる際には、県の方から許可を受けないと借り入れできなかったわけですが、19年度決算で今回17.5%と18%以下になったことから、県の方に同意を、協議だけすれば借りられるというふうになったということでございます。現在、県から示されている県内市町村の比率は、まだ速報値ということで確定していないということでございますが、今後まとまれば総務省で公表いたします。それで、その速報値で見ますと、仙台市を除いた県内35市町村を比較しますと、柴田町は悪い方から4番目になるということと予想しております。昨年度と同様に試算しますと、先ほど言いましたように

22.8%になることから、もし、算定方法が変更にならなければ、県内でワースト1になったということでございます。

次に、将来負担比率であります。94.5%でございます。速報値では、宮城県内では柴田町は悪い方から23番目になると思われ。ですから、将来負担比率につきましては、そんなに悪くないということで、力があるということですかね。財政の力はあるということで、実質公債費比率は非常に悪いわけですけれども、将来負担比率については問題ないというふうにとらえております。

以上、報告第1号の詳細説明とさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、報告の関係資料の4ページになります。報告第2号公共下水道事業の資金不足判断比率についてご説明を申し上げます。

平成19年6月15日に財政の健全化法が施行されたということで、平成19年度から資金不足比率と、それから算定書類を監査委員の審査に付して、その意見を付して議会に報告し、かつ住民に公表することになりました。それで、平成20年度以降の決算に基づく資金不足比率が基準比率を超えた場合には、経営健全化計画を策定する義務が生じてまいります。

次に、企業債の許可制移行基準であります。10%以上になった場合、これにつきましては、企業許可制基準以上となった場合については企業債の発行が、要は協議から許可制度に変わってくるということで、これについては審査が厳しくなってくるということです。それから、資金不足比率が20%以上を超えた場合には、当然、経営健全化基準ということになりますけれども、これにつきましては経営健全化計画を定めなければならなくなります。資金不足比率であります。これにつきましては、下水道事業会計で資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかという比率でございます。これにつきましては、分母が事業規模、そして分子が資金の不足額ということになります。それで、※については、その算定の基礎ということになります。

それでは、報告書の3ページをお願いします。

報告第2号平成19年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告するものであります。資金不足比率につきましては、資金の不足額がありませんので、比率は対象にならないというものでございます。

続きまして、またちょっと関係資料に戻っていただきます。5ページになります。

報告第3号水道事業の資金不足判断比率についてであります。健全化法、それから監査委員の審査に付すこと、議会の議決をもらうこと、そして住民に公表することは、全く下水道事業の資金不足判断比率と同じでございます。それから、企業債の許可移行基準であります、10%以上になりますと、先ほども申し上げましたとおり企業債の発行が協議制度から許可制度となります。それから、20%以上になりますと、当然経営健全化計画を定めなければならないということになります。資金不足比率であります、事業規模分の資金の不足額ということになります。※につきましては、算出基礎であります。

報告書の5ページをお願いします。

報告第3号平成19年度柴田町水道事業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度の柴田町水道事業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告するものであります。資金不足比率につきましては、資金の不足がありませんので、比率については対象にならないものであります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） この指標的なもの、ちょっとなかなか計算式を見ても難しいんですが、要は、ちょっと何かがどちらに入ったかでかなり数字が変わるということで、ある意味で指標というのは、いい加減な部分もあるのかなとも思いますが、恣意的にどちらに入れるか入れないかで指標が上がったり下がったりということもあるのかなというような感じを受けましたが、今回、この関係資料の2ページ、3ページ、この辺に、3ページですか、主に。数式、計算式がありますが、この実質公債費比率と将来負担比率というのは、ある程度シーソーの関係にあるのかなというようなとらえ方なんです、それが正しいかどうかちょっとお願いしたいんですが。要するに、借金をどんどん頑張って前倒しで払ってしまうと、その3年間の結果を見て、借金の払った額ですか、それが多いと実質公債費比率というのは高くなるわけですね。そして、その分逆に将来の負担が減るわけですから、将来負担比率が小さくなると。そして、逆をやると、借金を先延ばししてしまうと、将来負担比率というのは高くなって、実質公債費比率は低くなるというようなとらえ方をしているのかどうかちょっと。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 実質公債費比率というのは、当然いろいろな事業をやる際に起

債を借りる場合は、15年とか20年とか償還期間が決まっております。そういう意味で、たくさん収入があれば、それは繰り上げて償還することは可能なわけですが、今の柴田町の状況ではとてもそういうことはできないということで。25年度まで17億円から18億円ベースで非常に高い水準で、15年、16年度で繰り延べしたために、非常に平らな形で毎年17億円から18億円支払うという結果になっているわけでございます。将来負担については、今、柴田町が借金しているやつが幾らということになりますので、当然、毎年18億円を30億円ぐらい払えば将来負担比率はもっと軽くなるということでございます。それで、実質公債費比率の中には、病院を建てたときの借金とか、広域事務組合の公債費を払っているやつも、柴田町で負担している部分も実質公債費比率に加わります。そういう意味で、村田町なり大河原町ということで、おとしはワースト3だったわけですが、それは病院の借金もこの実質公債費比率に入るということで数字が高くなったというふうに考えております。ちょっと説明になっているかどうかわからないんですけども、そういうようなことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって報告第1号から第3号までの報告を終結いたします。

---

日程第11 認定第1号 平成19年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 平成19年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 平成19年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 平成19年度柴田町水道事業会計決算の認定について

○議長（伊藤一男君） 日程第11、認定第1号平成19年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号平成19年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認

定について、日程第14、認定第4号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号平成19年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第6号平成19年度柴田町水道事業会計決算の認定について、以上6カ件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号までの平成19年度柴田町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された平成19年度柴田町一般会計決算・各特別会計決算並びに水道事業会計決算について監査委員の審査に付し、その結果「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、各種基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的にも正確であることを確認した。」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

ご審議いただきます決算の規模の概要を申し上げますと、一般会計の予算額は100億9,870万5,000円で、18年度に比較しますと10億5,631万9,000円、9.5%の減となりました。歳入決算額は101億1,486万2,875円で、前年度の9.5%の減となり、歳出決算額は100億2,826万4,827円で、前年に比べ9.6%の減となっております。

歳入歳出差引残高は8,659万8,048円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が2,230万円ありますので、これを差し引いた実質収支は6,429万8,048円となり、これが平成20年度へ繰り越される繰越金となります。

また、一般会計と四つの特別会計を含めた予算総額は203億1,915万8,000円となり、平成18年度の最終予算に比べて2.3%の減となりました。

さて、国においては、平成18年7月7日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を閣議決定し、豊かで安心な日本を後世に引き継ぐための正念場であるとの認識のもとで、「新たな挑戦の10年」に向けて、成長力、競争力の強化、財政再建化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現を優先課題に絞り込むとしております。地方の視点に立つてみれば、財政健全化へ向けての中期ビジョンの中で、平成23年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化すると目標設定が行われているものの、地方交付税の配分については地方分権に向けての改革論議が十分に反映されたとはいいがたく、大胆な改革のない、地方財

政に関しては厳しい削減圧力が働いたものとなりました。

このような国の方針のもと、地方財政は大きな転機を迎え、予断を許さない状況にあり、引き続き厳しい財政運営を強いられております。19年度は、財政再建プランの実施初年度に当たり、議会や町民の皆様と一緒にプランの完全実施による行財政のスリム化、基金の増額を目指し、再建への確かな道筋をスタートした年になりました。より強固な財政基盤の確立を図るため、広い視野を持った中で事業の取捨選択を行い、少ない財源をより効率的に投資することを心がけ、継続して安定的な財政運営に努めました。再建プランで見直しの対象となった47項目のうち30項目については、実践への道筋が明らかになり、残りの17の改革項目について、実施時期や実施方法など目標を明確にしながら実施いたしました。具体的には、財政破綻を回避するため、議員、特別職、職員、非常勤職員の給料及び報酬を削減いたしました。また、観光事業の「菊の祭典」や町民のスポーツイベントとして続けてきた「さくらマラソン」の休止、施設の老朽化による老人憩いの家「羽山荘」の廃止、加えて公的なサービスを担っている「社会福祉協議会」「商工会」「シルバー人材センター」等への補助金も、聖域を設けることなく削減いたしました。これら各分野において財政の立て直しを講じたことと、19年度から導入された包括算定経費による新型地方交付税や法人町民税の大幅な歳入増があったことから、当初予算では財政調整基金2億2,000万円、町債等管理基金3,000万円を取り崩しましたが、最終的には戻し入れを行い、基金に2億3,426万4,000円程度積み立ていたしました。財政再建プランを完全実施すれば、22年度までに15億円程度の財政効果が期待されることから、財政調整基金を活用することで将来的には赤字決算は免れると推計いたしますが、プランの計画当時には予想できなかった歳出増や歳入不足も懸念されることから、財政規律を緩めることなく、今後も町の財政健全化を図ってまいります。

次に、平成19年度の各種事務事業の概要について申し上げます。

19年度は、健康づくり・ごみ減量作戦・子育て支援・企業誘致・美しい景観創造プロジェクトを重点事業として取り組みました。その中で、国から地域再生計画「伸ばせ！健康寿命～スモール・チェンジ～」と柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区の認定を受け、職員の政策力が高く評価されたところでございます。

まちづくりの推進に当たっては、町の基本ルールとなる「住民自治基本条例」の制定・施行を目指し、引き続き調査検討を進めました。公募の町民を中心に組織した「住民自治基本条例をつくる会」では、四つのまちづくりの目標を掲げ、素案の作成に取り組んでおります。素案策定に当たっては、行政内部はもとより、町民や議員のご意見をいただきながら共通理

解を図りました。また、アドバイザーの宮城大学副学長の山田晴義先生や宮城県地域振興センターとの連携により、まちづくりへの理解を深め、将来にわたって地域と行政が連携し、力の発揮できる条例素案の作成に努めました。

児童福祉・子育て支援につきましては、4月に待望の船岡保育所がオープンしたことにより、待機児童の解消を図るとともに、午後7時までの延長保育を実施いたしました。また、保護者の継続的勤務・短時間労働等の勤務形態の多様化に伴う特定保育サービスと緊急的保育、育児不安の解消やリフレッシュに対応するため、一時保育サービスの「ゆとりの育児支援事業」も実施いたしました。さらに、保護者が共働きなどで、常時、留守家庭の低学年児童の指導や健全な育成を図るために運営している放課後児童クラブは、新たに東船岡放課後児童クラブを加えて4クラブ体制にいたしました。むつみ学園には、児童への理解を深め適切な療育の方法を学ぶために臨床心理士を配置いたしました。青少年の健全育成につきましては、青少年の社会的な諸問題に対し、広く町民の総意を結集し、次世代を担う青少年の安全と健全な育成に資することを目的として、10月に設立された「青少年のための柴田町民会議」の支援の充実を図りました。母子保健の推進につきましては、引き続き「にこにこママ応援事業」として、4カ月児健診時に子供の言葉と心をはぐくむため、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントいたしました。また、子育て中の保護者が気軽に相談できる機会を設け、保護者同士が交流・情報交換ができる場所を提供するために「子育て支援ネットワーク」を実施し、保護者みずからが課題を解決していく力をはぐくむよう支援事業の充実を図りました。

障害福祉につきましては、障害のある方が利用できるサービスを充実し、自立を推進するために18年4月から障害者自立支援法が施行されました。障害の種別にかかわらずサービス利用の仕組みを一元化し、利用者負担はサービスの利用料と所得に応じた負担に見直され、低所得者には軽減策も講じられております。この改革に対応するための利用者負担や事業者に対して、激変緩和措置や緊急措置を実施いたしました。

さらに、災害弱者対策として、防災関係機関はもとより、行政区長や各福祉関係者と連携して地域が主体となった防災力の充実を図るため、災害時に自力で避難することが困難な方々を対象とした「柴田町災害時要援護者支援の手引き」を3月に策定し、災害時要援護登録名簿の整備を進めました。

高齢福祉・介護保険につきましては、高齢者の「自己実現」や「生きがい」を支え、介護予防を重点に介護保険サービスの充実を図りました。また、生きがいつくりと社会参加を促

す意味から、老人クラブへの助成や老人クラブ連合会への補助を行い、自主活動の活性化を図るとともに、高齢者の長年の社会貢献に敬意を表する敬老祝金の支給も引き続き実施いたしました。また、介護予防の仕組みを充実させるために介護予防普及リーダーの養成や、認知症の高齢者を支援するために認知症サポーターの養成を実施いたしました。ダンベル体操の普及につきましては、参加者が急増して地域の自主サークルが30に達し、ますます充実してきていることから、引き続き支援いたしました。

保健事業につきましては、町民の健康づくりを図るため、11月に認定された「地域再生計画」に基づき、仙台大学との連携による健康づくりを実施いたしました。仙台大学の専門的知識や技術、人材を活用して、各地区の団体やサークル活動を支援するとともに、健康チャレンジ倶楽部や転倒予防教室などの開催を町と仙台大学の両輪で展開いたしました。

環境保全につきましては、19年度も「環境フェア」を開催し、地域環境力の醸成と向上を図りました。また、環境問題やごみ問題に関心を持っている町民や民間団体の方々も多くいることから、ごみ問題に積極的に取り組むために「もったいない運動町民会議」を設立し、意識改革に取り組みました。ごみ分別の徹底、マイバック運動など官民一体となり、それぞれの立場で身近にできるごみ減量運動を実施いたしました。また、生ごみ処理容器の購入助成制度を継続し、生ごみの減量化の推進に努めました。さらに、環境美化の推進として、6月と9月の「環境月間」「不法投棄防止月間」における広報・啓蒙活動や住民参加によるクリーン作戦も展開いたしました。

防災につきましては、19年度は7月の台風4号、9月の台風9号により、町内で床上・床下浸水や西住地区と船岡西地区などで道路が冠水する被害がありました。このような災害時の被害を最小限度に食いとめるためには、地域での助け合いが重要なことから「自主防災組織」の育成を推進いたしました。「自治防災組織」は、町内のほとんどの行政区で結成されており、自主的に防災訓練を行っております。未結成地区については、今後とも結成に向け支援してまいります。

交通安全につきましては、交通安全教育の推進を図るため、8行政区域が大河原警察署から「槻木地区高齢者交通事故防止モデル地区」の指定を受け、地区の方々と連携し、体験型交通安全教室を開催するなど、高齢者の交通事故防止に取り組みました。

防犯につきましては、町民が安心して暮らせる地域社会の実現のため「犯罪のない安全・安心なまち推進条例」の制定に取り組みました。今後は、町民一人一人の自主防犯意識の高揚を図るとともに、人づくり、まちづくり、ネットワークづくりを基本とした推進計画の策

定に取り組んでまいります。

19年度は、税源移譲により住民税の税率改正が行われ、収納率低下が懸念されましたが、納税者への納税相談の充実を図り、分納や一括納付に力を入れました。不誠実な滞納者は、仙南地域広域行政事務組合滞納整理課へ移管し、滞納処分を実施いたしました。さらに、「町税等の滞納に対する行政サービス等の制限条例」に基づく納期内完納の推進や「滞納整理システム」を新たに導入して収納率の向上に努めました。

道路整備事業につきましては、「都市計画道路新栄通線」の開通で、大型の公共事業は一段落いたしました。おこなっていた道路維持については、船岡東18号線舗装補修工事、上名生3号線舗装補修工事や槻木西排水ポンプ設置工事などを実施いたしました。また、主要地方道亘理村田線は、早期完成を県に要望するとともに、主要地方道丸森柴田線側道の開放についても進めております。二本杉町営住宅建替事業は、当面、住宅建設などの大型事業を休止しておりますが、既設町営住宅2棟の解体、団地内幹線道路を約40メートル延長したほか、組立式の耐震型防火水槽を設置いたしました。さらに、町営住宅に住む町民を住宅火災から守るため、住宅用火災警報器764個を設置いたしました。

商工関係につきましては、新たに「商店街総合支援事業」として繁盛店づくりモデル事業に取り組みました。意欲のある4店舗に対して、講師と商工会職員が支援して取り組んだことにより、商店の魅力が上がり、売上と集客力が増加いたしました。観光事業の振興については、毎年行われていた町の二大イベントの一つである秋の「菊の祭典」にかわり、柴田町菊の会が主体となって実施した「みやぎ大菊花展柴田大会」の開催に対し、暫定的に補助いたしました。また、工場誘致を促進するため、柴田町企業立地促進条例の制定や宮城県高度電子機械産業集積区域、宮城県県南地域雇用再開促進地域の指定、エコファクトリー構想への取り組みを行った結果、東北リコーへのトナー工場進出や東海高熱工業の工場増設が決まるなど街中に勢いが生まれております。

農業振興につきましては、町の基幹作物である米の作況指数は98になり、前年より4ポイント上回りましたが、反面、品質においては1等米の比率が66.2%となり、県平均89.1%に比べ大幅に低い状況になりました。今後は、消費者・市場重視の需要に応じた米づくりを基本に、買ってもらえる米づくりを目標とし、減農薬栽培、晩期栽培の推進を関係機関と連携して取り組んでまいります。また、町の園芸作物の基幹作物である輪菊と鉢花、畜産などを振興するとともに、農業者が継続的に生産できる農業環境整備の推進を図ってまいります。その一環として、19年から5年間、地域の共同活動により農地と農業用水の資源や環境保全の

向上を図る地区に対して「農地・水・環境保全向上対策」の補助をいたしました。また、県事業の四日市場鬼石沢地区治山事業や四日市場湛水防除事業の促進にも努めました。

学校教育につきましては、地域と共に歩む学校を基本理念に、生命の尊重と個性の重視、社会性の育成に努めました。また、国の研究事業である「問題を抱える子ども等への自立支援事業」を実施し、スクールカウンセラーに加え、指導員の派遣及び地区単位の相談会や研究会を開催いたしました。個々のケースに対応できるよう情報を集約し、共通理解を図ることにより、早期発見・早期解決のための実践と、改善していくための支援体制を確立いたしました。また、「ネットワーク配信コンテンツの活用推進事業」を小・中学校の各教科の授業に継続して取り入れ、学習意欲の向上と確かな学力の育成を図りました。

生涯学習関係につきましては、「スポーツ振興室」「生涯学習センター」の機能を充実して、町民サービスの向上に努めました。生涯学習センターは、各中学校区の拠点施設として機能強化を図るとともに、それぞれの地区館と連携し、地域活動の推進と町民の学習要望にこたえる事業の充実に努めました。

スポーツ振興については、スポーツ都市宣言の趣旨を踏まえ、町民の健康保持と体力づくりの向上を目指し、社会体育活動の拡大と充実を図るために、地域スポーツ活動推進員と連携して「元気でにぎわいのある町」づくりを推進いたしました。

20年2月には、原油価格の異常な高騰が町民生活に大きな影響を与え、経済負担が極めて深刻な状況になっていることから、臨時的かつ緊急的な対策として、冬季生活助成金支給、中小企業融資制度による資金調達支援、農業者への利子補給制度を実施いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。主たる事業は、保険事業と医療費の適正化事業などであります。医療の高度化や人口の高齢化、また、生活習慣病の増加に伴い医療費は増加傾向にありますが、19年度は税率を据え置きいたしました。今後ますます国保財政は厳しくなりますが、特定健診の推進や後発医療品「ジェネリック医薬品」の普及推進に努めるなど、薬剤費の抑制を図ってまいります。さらに、保健事業活動の一環である中高年被保険者参加型生きがい健康づくり事業や総合健康指導事業、また、医療費適正化特別対策事業の「8020運動」などを引き続き実施いたしました。

老人保健特別会計は、75歳以上と65歳以上で一定の障害がある方に医療費を支給する制度ですが、18年6月に公布された医療制度改革関連法により、20年4月から「後期高齢者医療制度」が創設されたことに伴い、本制度による医療の給付は20年3月診療で終了となり、19年度は20年2月診療までの決算となります。

公共下水道事業は、自然環境に寄与するため水質汚濁の防止を目的とした必要不可欠な都市施設であり、19年度は大住町、清住町、山岸、東原前、船岡東、七作、新栄地区などの整備を実施いたしました。整備面積は692.9ヘクタールとなり、処理区域内人口2万8,125人に対する普及率は72.3%となりました。また、処理区域内の水洗化促進を図るため、水洗便所改造資金の利子補給を継続して実施しております。

介護保険事業につきましては、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、介護保険サービス事業者や施設の指導などを実施し、制度の円滑な運営と事務処理に努めました。

最後に、水道事業会計について申し上げます。水道事業は、快適な生活を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設であり、安全で低廉な水の持続的な供給を確保し、よりよいサービス水準の提供を目指しております。しかし、整備された水道施設が老朽化しつつあり、更新が課題となっております。19年度では配水管の整備1,644メートル、老朽管の布設がえ1,317メートルなどを実施いたしました。今後も長期的な施策に基づき、公営企業の原則に沿って運営基盤の強化に努めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的内容などにつきましては、各会計決算書及び主要な施策の成果と予算執行の実績報告書を参照していただきたいと思っております。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者が説明いたしますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（平間春雄君） ただいま、町長が提案理由を申し述べました、認定第1号平成19年度柴田町一般会計歳入歳出決算を初め、認定第2号から認定第5号までの各特別会計について、柴田町の普通会計の平成19年度決算につきまして総括的概要をご説明申し上げます。

お手元に配付いたしました決算書は、平成19年度柴田町の予算にかかわる収入と支出の金額を、出納閉鎖日であります平成20年5月31日で締め、慎重かつ正確にとりまとめたものであります。7月23日に町長に提出し、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月26日付で監査委員から町長あてに審査意見書の提出があり、町長が先ほど報告したとおりの審査結果のご意見をいただいております。

ただいまより、その概要についてご説明申し上げますので、認定につきましてよろしくようお願い申し上げます。

ことしになっての年次経済財政報告によれば、「日本経済は久々に試練のときを迎えている。

多くの経済指標は横ばいを示し、長期にわたった景気回復に黄信号がともっている。世界経済が大きく変動している中で、果たして日本経済はどこへ向かうのだろうか」という言葉で始まっております。まさに、先行き不透明で不安定な経済状況がこの先も続いていくものと思われまます。

このような社会経済状況にあつて、柴田町の歳入において全体の45.38%を占める町税は、調定額が増加し、収納率においては、前年度93.35%に対し、93.86%と税を徴収する職員の努力が見られるところがございます。今後もより一層の収納率向上に努めることが重要であると考えております。

また、歳入の25.44%を占める地方交付税につきましては、交付税制度の見直しが進められる中で、前年度に比べ4.26%、1億511万7,000円の増収となりました。厳しさを増す歳入面において、大変貴重な増収額であり、今後の交付税制度の推移に期待するものであります。この町税と地方交付税が町の歳入の70.82%を占め、根幹をなす主要財源となるものであります。

各種基金のうち財政調整基金につきましては、当初2億2,000万円の繰り入れを予定しておりましたが、補正減を行い、さらに積み立てをし、総額約7億7,100万円で決算しております。また、公金預金の管理につきましては、収入と支出のバランスを検討しながら、安全な公金運用に努めてまいりました。今後とも各金融機関の経営状況の把握と公金預金の保護方策に十分配慮していきたいと思っております。

次に、お手元に配付いたしました認定第1号から認定第5号関係資料により、平成19年度一般会計決算並びに特別会計決算について、その概要を申し上げます。

まず、決算の規模であります。資料No.1の平成19年度柴田町一般会計、特別会計、歳入歳出決算総括表にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算額は100億9,870万5,000円で、前年と比較しますと9.47%の減となりました。歳入決算額は101億1,486万2,875円、歳出決算額は100億2,826万4,827円となり、前年度と比べそれぞれ9.47%、9.55%の減となりました。歳入歳出差引残額は8,659万8,048円であります。

下の欄の一般会計決算収支の状況表で説明いたしますと、(C)欄は、ただいま申し上げました歳入歳出差引残額の形式収支で8,659万8,048円です。(D)欄につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源であり、2,230万円は土木費のゆずが丘造成事業と災害復旧費の入間田前原地区災害復旧事業2件分の一般財源の合計額であります。この額を差し

引きました（E）欄の実質収支額は6,429万8,048円となり、これが平成20年度へ繰り越される剰余金であります。ただし、平成19年度の歳入決算額の中には、平成18年度の剰余金7,773万2,111円が含まれておりますので、この額を差し引いた平成19年度だけの歳入歳出を見た場合、（F）欄に記載のとおり、単年度収支はマイナスの1,343万4,063円となりました。

（G）欄の基金積立額2億3,400万1,000円は、平成19年度中に財政調整基金に積み立てした額で、（I）欄の基金取り崩し額はありませんでした。単年度収支と基金積立額に繰上償還金84万6,216円を加えた合計額の実質単年度収支は、2億2,141万3,153円となりました。これは、平成19年度の予算の中で町税や地方交付税の伸びはあったものの、人件費の抑制や事業の見直しを初めとする財政再建プランの実施によるところが全体に影響を及ぼし、次年度移行の財政推計を見据えた内容の決算になったものと見ております。

次に、特別会計に入りますが、国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入が36億829万5,744円、歳出は34億7,664万5,065円で前年度比それぞれ5.95%、6.79%の増で、歳入歳出差引残額は1億3,165万679円となり、平成20年度への繰越金となりました。

老人保健特別会計の決算額は、歳入が29億8,255万3,383円、歳出は29億3,263万4,064円で、前年度比それぞれ0.60%の増、0.25%の減となり、差し引き4,991万9,319円が繰越金となりました。

次に、公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入が20億2,377万7,744円で、歳出は20億646万4,802円、前年度比それぞれ22.35%、22.13%の増となり、差し引き1,731万2,942円が繰越金となりました。

介護保険特別会計の決算額は、歳入が16億4,472万4,540円、歳出は15億9,340万6,550円で、前年度比それぞれ0.35%の増、0.84%の減となり、差し引き5,131万7,990円が繰越金となりました。

以上、特別会計の合計が、歳入額で102億5,935万1,411円、歳出額100億915万481円となり、一般会計と合わせますと歳入決算額で203億7,421万4,286円、歳出決算額で200億3,741万5,308円となり、前年度の合計額と比較しますと歳入で2.22%、歳出で2.41%の減額となりました。また、備考欄記載の剰余金総額3億1,449万8,978円が平成20年度への繰越金となり、すべての会計で剰余金が出ましたことをご報告いたします。

資料No.2は、過去13年間の一般会計決算収支額状況の推移を示しております。

資料No.3は、平成19年度の柴田町一般会計歳入歳出款別内訳書であります。

資料No.4は、平成19年度の各種基金積立状況をまとめたものであります。資料として参考に

ごらんいただきたいと思います。

以上、平成19年度柴田町一般会計並びに四つの特別会計の歳入歳出決算につきまして概要を申し上げましたが、厳しい財政運営の中で、会計管理者が取り扱っております普通会計のすべてにおいて剰余金が出ましたことを改めてご報告いたします。

なお、事業の詳しい執行内容は、決算書事項別明細書並びに実績報告書を参考としてご審議をいただき、すべての会計につきましてご認定賜りますようよろしくお願いいたします。決算概要説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 続いて、監査委員より審査報告を求めます。中山代表監査委員の登壇を許します。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（中山政喜君） 監査委員を代表いたしまして、平成19年度各種会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

先般、町長から、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました平成19年度各種会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、その他関係諸帳簿について、その実態の把握に努めるとともに、審査の確実を期すため、必要に応じて関係者に資料の提出と説明を求めて審査を行いました。

審査に付された平成19年度一般会計並びに各種会計は、形式的記載事項、決算計数は正確で誤りなく符号していることと、各種基金については、いずれも適正に運用され、計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、決算審査並びに実施済みの例月出納検査並びに各種監査の結果、今後の行財政の運営に当たっては、次の事項の改善に向けて、さらなる努力が必要と思われれます。

第1点ですが、滞納対策についてです。一般会計においては、歳入歳出とも平成18年度を下回っていますが、関係各位のご努力により、財政再建対策が図られ、各種事業の見直しや人件費の抑制が図られた結果として、財政調整基金の積み増しが可能となりました。また、特別会計においては、4事業とも歳入が昨年度を上回り、健全運営が保たれているものと思われれます。

しかしながら、企画財政課を初め担当課の努力にもかかわらず、依然として町税、都市計画税、行政財産使用料、それから住宅使用料、学校給食費、国民健康保険税、介護保険料、上下水道の使用料において、相当額の滞納が見受けられます。公平な公費負担の原則を守るた

めにも、滞納されている方々の支払い能力を精査し、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、滞納累積額の削減に向けた収納事務の一元化と徴収体制を整備し、個々の案件に対処すべきと思われます。

2点目、不用額についてですが、予算執行に当たって、決算時に収支差額を不用額として処理されていますが、国民健康保険や老人保健特別会計における療養給付費など、制度的にやむを得ないものを除き、事業に一定のめどがついた段階で予算の組み替えを行うなど、年度予算の適正な執行を図るべきと思われます。

3点目、水道事業についてです。水源は仙南仙塩広域水道に一本化されました。水道事業会計を見た場合、広域水道からの受水費を除く各科目とも、総務省がまとめている水道事業経営指標の標準値を昨年よりさらに上回っており、事業経営の努力が感じられます。しかしながら、施設の老朽化が一層進むとともに、下水道の整備に伴う排水量の増加も見込まれていることから、さらなる経営の改善が必要と思われます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

午前に引き続き、決算についてを議題といたします。

これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

質疑を行います。質疑ありませんか。11番太田研光君。

〔11番 太田研光君 登壇〕

○11番（太田研光君） 総括質疑をさせていただきます。

厳しい財政再建の年にもかかわらず、財政再建の端緒が見られるが、なお一層の改善努力が必要であると思いますので、次の項目について討議をさせていただきます。

1、依然と多い滞納額

厳しい財政運営が強いられる中で、収入未済額が一般会計で3億4,500万円、前年度より10.7%増、特別会計では4億4,200万円、前年度より10.2%増と依然として大きな金額を出しております。

項目別には、町税、都市計画税、住宅使用料、健康保険税、介護保険料等広範囲にわたっており、それぞれ事情はあると思いますが、公平な公費負担の原則を守るためにも、なお一層の収納事務の一元化と徴収体制の改善、執行部の努力をお願いする次第であります。

次は、各地の防災訓練についてであります。

ことし20年の夏は、気象庁の梅雨明け宣言があつてから、それ以降すっきりしない天気が続き、局部的な豪雨も8月下旬には柴田町を襲い、船岡地区や槻木地区で浸水家屋やがけ崩れの被害がありました。

また、6月14日には、岩手・宮城内陸地震が県北栗駒地区で発生し、多数の死者、行方不明者を出したり、あるいは道路、家屋の倒壊、こういうこともあり、被災者にはお見舞いを申し上げる次第であります。

柴田町内の8月下旬の豪雨発生した時間が夜半ということもあつて、ポンプによる排水が間に合わなかったり、排水ポンプの能力不足がいろいろと指摘されており、この機会にもう一度、今回のような豪雨を想定し、排水ポンプの改善を検討していただきたいと思います。

また、この機会に各地区の災害の特性を踏まえ、災害対処の基礎的訓練をそれぞれの地区別に実施して、その地区の防災と災害に対する近傍の人たちの助け合いの心が生まれることを願っています。どんな机上プランよりも、実際に訓練をすれば、いざというときに役立つからと思うのであります。

次は、ごみの減量化の取り組みについてであります。

町は、ごみ処理のため、大河原衛生センターや仙南リサイクルセンターの運営経費及びごみの収集委託料として、19年度は4億4,000万円、20年度には4億5,000万円と大きな財政負担をしています。昨年度のごみの排出量を見ると、19年度は18年度より総排出量で260トン、約2%の減少が見られました。この成果は、ごみ減量重点施策として取り上げた分別の徹底やマイバッグ運動、その他の運動の成果だと、こういうふうに思っています。

しかし、各地区のごみの担当者といえますか、清掃等の担当者に聞くと、さらに工夫をすれば、一層、ごみの排出量の削減は可能だと、こういうふうにも言われています。もちろん、ごみの減量の実現のためには、行政のみならず町民、商店、事業所等の協力とごみ問題に関心を持つ町民や民間団体の協力がぜひ必要であります。粘り強くごみの減量化に取り組んで

いただきたいと思います。

最後は、高齢者の健康づくりの推進であります。

やがて団塊世代は、高齢者として町のいろいろな事業の中に大きなウエートを占めてくることは間違いないことでもあります。今、団塊の世代は60年定年を迎え、やがて高齢者の仲間入りとなります。現在、町の保健事業として取り上げられている町民の健康づくり、仙台大学との連携の健康づくり、あるいは各地の団体やサークル活動支援、健康チャレンジ倶楽部など、これらの充実を図るとともに、今後より多くの参加者が活動できる事業を展望し、健康なお年寄りづくりに結びつけるように期待をしております。以上であります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 太田研光議員の総括質疑、5点ほどございましたが、随時お答えします。

第1点目、財政再建のなお一層の改善努力という点でございます。

平成18年度の47項目からなる財政再建プランを策定し、プランの実進を進めているところでございますが、議員や町民皆様のご理解のもとに実施済みが34項目、一部実施が5項目、平成20年度以降実施予定が2項目、検討中が6項目とすべてのプランに取り組んでいます。その効果額は、平成19年度で約3億8,000万円に上り、20年度は町長に就任して初めて年間総予算を組むことができ、また28項目の新規事業にも積極的に取り組みました。

しかし、早急にやらなければならない学校の耐震対策や生活環境整備などの待機事業が山積みですので、財政規律を緩めることなく、一日でも早く財政の健全化を図り、まちを元気にする政策を進めていかなければならないと気を引き締めているところでございます。

2点目、滞納額の関係です。

税、使用料の滞納額につきましては、関係各課が現年度分については年度内完納を基本に、滞納繰越分については滞納者の実態調査や財産調査等を進めながら納税相談の強化を図り、分納誓約等により定期的納付を推進し、これに応じないものにつきましては滞納処分を行うなど、滞納縮減に努めているところでございます。

税・使用料の収納一元化等の徴収体制につきましては、今後の課題ととらえております。

「柴田町町税等収納対策本部」の中で、どのような体制が望ましいかなど、先進地事例等の収集を初め、調査研究に努めてまいります。

水害関係です。

柴田町において、8月31日の未明から集中豪雨があり、降り始めからの降雨量は109.5ミリ、

時間雨量28.5ミリを記録いたしました。この大雨により、道路は西住地区、船岡西地区、槻木上町・館前地区等の低地部が面的に冠水し、入間田地区においては、土砂崩れにより道路が一時通行できなくなりました。住宅においても、浸水被害が出ております。

町では、降雨状況を見ながら、船岡五間堀、三名生、四日市場の各排水機場の運転や可搬式ポンプによる排水作業、崩落土砂の撤去、五間堀越水に対しましては、消防団による積み土のうを実施するなど被害を最小限にする努力をいたしました。

しかし、今回のような予測の難しい局地的なゲリラ豪雨に対処するには、事前の準備が大切でございます。それには、不安定な気象状況の見きわめや、各排水機場の運転体制や可搬式ポンプの設置の準備体制、また、現在低地部に設置してあるポンプ能力の改善などの検討が必要と考えております。

現在、町内41行政区のうち38行政区で自主防災組織が結成され、関係機関と連携しながら避難訓練や初期消火訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練、中には防災マップの作成配布や図上訓練を行っているところもございます。地域の特性や状況に合った訓練が円滑に行われるよう、これからも防災に関する情報を提供していきたいと思っております。

4点目、ごみの減量化の関係でございます。

ごみ減量化の実現のためには、行政側の施策では限界があり、町民、商店、企業等の持つ知恵やネットワークを活用していくことが重要でございます。そのために、昨年「もったいない運動町民会議」を立ち上げ、ごみの水切りの徹底、紙は資源ごみとしての分別の徹底、レジ袋は断るマイバック運動の推進を活動方針の三本柱として継続実践しております。

町民の意識改革を図り、一人一人が三本柱を実践することがごみ減量につながり、また処理施設におけるCO<sub>2</sub>の排出削減やごみ処理施設の負担金の軽減につながることから、もったいない町民会議を中心として身近にできるごみ減量のより一層の推進を図ってまいります。

5点目、高齢者の健康づくりです。

本町においては、町民の健康づくりを目指した地域再生計画により、専門的知識、技術、施設を有する仙台大学との連携を図りながら、健康づくりの指導者養成や健康チャレンジ倶楽部などの健康教室を開催するとともに、町の出前講座による高齢者健康教室などの健康づくり事業を実施しているところでございます。

また、介護予防事業としては、「ノルディックウォーキング体験会」や「男のカッコイイ歩き方講座」など普及事業の開催、特に本町ではダンベル体操の普及が目覚ましく、現在、自主サークル数が32、約650人の方々が健康づくりや介護予防を目指し取り組んでいるとともに、

ダンベル体操普及のためにリーダーの方々が活躍をしています。今後は、さらに二つのサークルが立ち上げを予定しているとともに、既存のサークルの中には、70歳以上の地域高齢者を対象にダンベル体操教室を開催しているところもあります。今後も、高齢者の方々が健康づくりや介護予防のため地域の自主活動として継続的に行われるよう、普及とその支援者となるリーダーなどの養成に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。1番広沢 真君。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 私は、4点、総括質疑をさせていただきます。

19年度決算を受けて財政再建プランの成果が強調され、雪解けのように、削減されてきた人件費や町民サービスを削った分を戻すべきという議論が進んでおります。

1年で財政を立て直す一定の成果を出したという点、今後の自立のまちづくりの裏づけとなる見通しをつけた財政計画については評価をしております。しかし、逆に言えば町民のサービスの引き下げや負担増を抑えての行財政改革も可能ではなかったのかという思いも浮かびます。そこで、今回の決算の財政分析と財政再建1年目の施策について総括的に伺いたいと思います。

第1点目、財政の指標についてであります。

平成19年度主要な施策の成果と予算執行の実績報告によると、17年度21.4%、18年度21%だった実質公債費比率が17.5%と大きく下がっている。これまでは、いろいろな場面で当面実質公債費比率20%前後で推移すると言われてきたが、平成19年度から都市計画税による公債費充当可能額が算入されたためなのか。しかし、新しい要素が加わっただけでこれほど変動するというのは、指標として扱うのに不都合があるのではないかと考えられます。さらには、実質公債費比率18%のラインが地方債発行の自治体権限が制限されるかどうかの基準とされるだけに、今回の3.5ポイントの変動は、これまでの財政推計にも影響が出ると考えられます。今回の指標の変更については、多分に国が、これまでの指標で分析を行えば、全国の自治体の非常に多くのところが財政危機に陥る、そういう部分から、国の施策を抑えるためにも、基準を変えたという側面は多分にあると思いますが、まずその辺を伺いたいと思います。

第2点、私は財政再建プランが提案されたとき、提案されたプランよりも長いスパンで町民サービスの切り捨てや負担増をできるだけ抑えた形で進めるべきであると主張しました。1年でサービスをもとに戻すだけの成果が上がるのなら、財政再建団体に陥らずに長いスパン

での改革が可能だったのではないかと、どのように分析しておられるか伺います。

第3点、職員の人事について、当初考えていた以上に早期退職、勸奨退職に応じる方が多かったということで、職員採用計画の変更も以前ありましたが、背景に急激な改革による職員の意欲低下があったのではないかとということも推測されます。経験を積んだベテラン職員がやめていくということで、2007年問題として挙げられてきた人材育成と経験、技術の継承にも予想以上に影を落としているのではないかとということ、そのことについて伺いたいと思います。

第4点、施策の成果の中で保健師や保育士についての臨時職員の採用期間の特区を取得したことが挙げられています。最近の国内の動向では、経団連会長のキャノンを初め、多くの大手民間企業が正規採用をふやしていく方針を表明しています。臨時雇用、派遣労働者の権利を守るための法改正の機運も高まっています。町としても、専門的に知識と経験を蓄積するためにも、正規採用の道を開く施策も必要なのではないでしょうか。また、職員の中で事実上、同じレベルの仕事をしながら、給与や待遇に格差がある単純労務職と一般行政職の採用形態があります。本人の希望や在職年数、人事評価などを考慮し、採用形態を変える仕組みをつくるべきではないかとということも伺いたいと思います。

以上、4点、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員の総括質疑4点ございました。

まず、第1点目、財政の指標についてでございます。

実質公債費比率は、平成17年度の決算から導入され、国が示す算定方式により算定しておりますが、過去2年間、すべて算定方式が変更になっております。平成19年度決算からは、都市計画税3億6,189万1,000円のうち3億3,041万8,000円が公債費への充当が可能になりました。これにより、実質公債費比率は17.5%と昨年度より3.5%下回った結果になりました。昨年度と同様に試算しますと22.8%となります。このように今年度も算定方式が変わっただけであり、平成25年度までは公債費の償還が約16億円台で推移しますので、決して財政状況がすばらしく好転したものではありません。

議員がおっしゃるとおり、実質公債費比率が18%以下になったことから、地方債発行の自治体権限の制限がなくなりましたが、財政推計には影響がないものと思っておりますので、今後とも財政規律を緩めることなく財政の健全化を図ってまいります。

2点目、長いスパンでの改革が可能だったのではないかという件でございます。

今回の財政再建プランは、これまで数度の行財政改革施策を展開してきた減量型の削減が限界となり、平成18年度に平成22年度までの財政推計において、今後何もしなければ19億円を超える累積赤字となり、夕張市のような財政再建団体へ転落するというところで、中期財政計画を見据えた財政再建計画をまとめたものでございます。

再建プランは、財政再建団体への転落回避、財政状況の改善、行政のスリム化とコスト縮減を目標に策定いたしました。歳入不足という非常事態であったため、職員の給与カットを緊急財源対策の柱とせざるを得ないもので、職員には大変迷惑をかけたというふうに思っております。

平成19年度は、特別職、職員の給与カット、下水道使用料を初めとする使用料の見直しなど再建プラン実施により、再建プランの効果額は3億8,000万円にも上りました。また、予想外の地方交付税や大幅な法人町民税の増収があり、財政調整基金を9億円まで積み立てすることができたものです。19年度の効果額の主なものは、特別職・職員の給与カット、職員の不補充と勧奨退職（18年度7人）による人件費削減によるものでございます。

今回の成果は、財政危機への覚悟を決めて、財政再建に向けた外科手術を受け入れたからこそ成果が出たと思っております。

逆に、予想外の地方交付税の増額や法人町民税の増額がなくて、もし思い切った聖域なき財政再建にも取り組まなければ、19年度末の基金残高は2億円を切り、20年度当初予算編成も容易ではなく、基金も枯渇状態に陥ったのではないかと認識しております。危機に直面してから時間を置かず、しかも大胆に改革を行い、みんなで財政再建に取り組んだからこそ短期間に財政再建のめどが立ち、将来への不安を取り除くことができたと思っております。

3点目、早期退職及び勧奨退職の増加した要因としては、町の財政を考えて後進に道を譲るという方ももちろんおりましたが、職員自身の体調や家庭の都合により退職した方もおりました。決して職員の意欲の低下による退職ではないと考えております。もちろん、職員の中では意欲が低下した方もいらっしゃると思います。しかし、現に19年度は地域再生計画や構造改革に果敢にチャレンジした職員もいたということもご理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、退職者の増加による影響は、職員一人一人の能力が発揮できるよう研修等にも派遣し、組織力の向上に努めた結果、反対に緊張感のある中で、職員が改めて行政マンとしてのプロ意識を醸成させることができたと感じております。

4点目、正規職員と単労職の関係でございます。

臨時的任用職員については、議員もご承知のとおり「柴田町少子対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区」が認定され、これまでは最大1年間の雇用であったものが、最大3年間雇用できるということで、働く方にとっても雇用期間が安定されました。この質問の正規雇用につきましては、地方自治法及び地方公務員法により正規の試験による選考等を経なければなりませんので、一般企業のようにはできませんが、今後は一般職の任期付職員の採用条例や再任用の条例を制定し、雇用環境を整備していきたいと思っております。

また、行政職と単純労務職については、法的に採用試験の受験資格・方法等が異なり、職務により給料も決定しており、待遇面で異なっているのは事実でございます。

町では、平成15年度から平成20年度までの6年間、本人の希望や在職年数、勤務評定を考慮し、宮城県町村会で実施している行政職への任用替えの試験を実施し、これまで3名を行政職に登用しております。ことしも実施をして、5人ほど挑戦をするように伺っております。

今後は、行財政改革のもと、単純労務職に関する業務は民間委託等で対応し、採用は行わない方針でございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） それでは、一括してお尋ねします。

町長は、19年の財政再建プランスタートに当たり、自立に向けたテイクオフの年であると宣言し、この1年間にわたって再建に向けて町政運営をしてこられました。

その内容は、執行部、職員、議会は言うに及ばず、町民まで危機感を共有した画期的な内容であり、自治体関係者からも高い評価を受けていると言われておりました。

見直しの対象となった47項目の実施に向けて、実践への道筋の明らかなもの、中・長期的なものに分けて着実に実行するとしました。

そして、柴田町はこれ以上底割れすることはないとし、全力で地域の力を結集し、不透明感や不安を払拭していきたいとしました。

そして、具体的には、報酬や給与の削減策、代表的な行事であった「さくらマラソン」や「菊の祭典」の休止、羽山荘の廃止、福祉協議会、商工会、シルバー人材センターなどへの補助金の削減等々、いわば大なたを振るって再建に向かって財政運営に努力をされてきました。

各種基金を取り崩して組んだ19年度予算でしたが、歳入増の追い風もあって、基金を戻し入れすることができ、町長の言葉をかりれば「9億円の貯金ことができました」という状況になっ

たわけですが、この基金を戻し入れしたということですが、基金は最低でもどれぐらいが適正だと考えているかお聞きします。

プランを完全実施すれば、22年度までにはさらに財政効果が期待されるということですが、まだ先行き歳出増や歳入の不安もあることから、財政規律を緩めることなく、とも述べておられます。しかし、「財政規律を緩めることなく」ばかりを言っているわけにはいかず、給与等はもとに戻すということですが、それだけにとどまらず、これからの柴田町においては、学校の建てかえから始まり、施設・設備の補修、耐震化、子育て、教育、健康・福祉などやらなければならないことが山積みしています。

柴田町は、かつて仙南の貧乏3兄弟とやゆされて、実質公債費比率は県内で村田町に次いでワースト2位だったが、19年度は17.5と改善されたが、これで県内では何番目と予想されるか。これまで改善されたのはなぜなのか。財政再建前と19年度の決算において財政構造がどのように変わったのか、それはどこから読み取れるのか。また、昨年新たに制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律「財政健全化法」を町長はどのように受けとめておられるのか。法制定により自治体財政のあり方がこれまでとどこが大きく変わるようになるのか。

19年度決算において見る限り、当面の財政危機は遠のいたのではないかと、大型工場の誘致などによって将来の税収も確保できたのではないかと思います。高齢化社会に向けても、中・長期的に見て合併はしないでもやっていける財政状況になったのではないかとと思うが、町長はどのように考えておられるか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の総括質疑にお答えします。

質問は6点ほどにまとめさせていただきました。

第1点目、基金は最低でもどのぐらいが適正と考えているかについてであります。財政調整基金は、公共団体が標準的な状態で収入できる経常一般財源の規模である、標準財政規模の5%が適正であるとの見解もあり、そのことから、柴田町では財政調整基金と町債等管理基金を合わせて5億円程度が最低基準であり、常に基金造成しておかなければならないと考えております。現在の貯金は、9月補正で約8億円ありますが、年度末残高10億円を目指して、健全な財政運営を心がけたいと思います。

2点目、実質公債費比率は県内では何番目かと。昨年度は第2位でございました。実質公債費

比率は、平成25年度まで公債費が高い基準で推移することや、3カ年平均で試算されることから、27年度までは20%前後で推移すると考えておりました。19年度決算から算定方式に変更があり、新たに都市計画税の3億3,041万8,000円が公債費に充当されたことから、17.5%になりました。現在の比率は速報値であり、確定値につきましては、今後総務省で取りまとめて公表しますが、宮城県内では、柴田町は悪い方、昨年2番目ですから、2順位を下げまして、4番目になると思われます。

3点目、改善されたのはなぜか、財政構造はどのように変わったのかという点でございます。前段で述べましたように都市計画税が充当されたことによる算定方法が変わったために、実質公債費比率は下がりました。財政状況が好転したわけではなくて、昨年と同様に試算しますと22.8%となり、県内ワースト1になったと思われますので、財政構造が大幅に変わったということではありません。公債費が8億円ベースに落ちる平成26年度までは厳しい財政運営が続きます。

しかし、財政再建プランによって、収入、支出の両面から財政改革が進み、12年ぶりに財政調整基金に手をつけずに決算ができたこと、20年度は私になってから初めて年間予算を組めたことなどから、これまではマイナスの財政構造をゼロにまで構造が進化したと言えるのではないかというふうに思っております。

4点目、財政健全化法の受けとめ方でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、夕張市の財政破綻に端を発し、それを教訓として地方自治体の財政を判断する新しい物差しの四つの指標を公表すること。また、基準以上の場合、健全化計画や再生計画の策定を義務づけており、地方自治体の自主的な財政運営を奪いかねない懸念がございます。平成19年度決算については、四つの指標とも早期健全化基準以下になっておりますが、早急にやらなければならない学校の耐震対策や生活環境の整備、公共施設の修繕、仙南クリーンセンターの建設、水害対策など待機事業がたくさんありますので、財政規律を緩めることなく、一日でも早く財政の健全化を図るように努力してまいります。

5点目、法整備で自治体のあり方がどう変わるのかについてであります。第三セクターや土地開発公社などの、いわゆる隠れ借金が表に出るようになることや、議会や町民に公表することが義務づけられたことによる監視機能の強化により、自治体の財政規律が強まるとともに、より適切な財政状況の判断が可能になると考えております。

反面、これまでも健全な財政運営を促す指標はありましたが、夕張市のように赤字再建団体に転落しない限り、あくまでも自主再建が基本であったため、問題を先送りしがちでしたが、

今後は、一つでも指標が悪化すれば、国や県からの統制を受けることになります。これまで以上に経営や数値に対する感覚が必要になってまいります。

6点目です。合併の関係です。柴田町は、3町合併が破綻した後、当面、自立の道を歩むため財政再建プランを策定し、財政健全化への一步を大きく踏み出しました。その結果、まず第1に財政再建プランの効果3億8,000万円、税収の伸びや地方交付税の増額で19年度決算で約9億円の基金を造成できました。第2は、20年度予算で、先ほど申しましたけれども、初めて年間予算を組むことができました。中でも、新規事業28項目に着手しながらも、実質的な基金の取り崩しは8,700万円を抑えることができました。第3に、中・長期的には平成26年度には公債費の償還が一気に16億円から半減して8億円に減ること。また、将来への負担比率も36市町村中、上から13番目であり、大河原町、村田町より将来への負担が少ないこと。第4にリコーのトナー工場、東海高熱工業、角谷製作所、槻木のA工場の増設などによる税収の効果が期待され、また平成23年度には槻木に特別養護老人ホームがオープンされることから、新たな雇用機会が生み出されること。

一方、合併すれば、柴田町はせっかく痛みを伴った外科手術を終えて、やっとこれから我慢の成果を町民皆様とともに享受できるのに、他町のために柴田町の町民に対して二度目の外科手術の痛みを強いることになることが懸念されます。二つ目は、合併すれば10年間で7億4,500万円余りの地方交付税が減り、また7万5,000人の標準的な市の職員定数に職員を削減することになるので、当然これまでのようなきめ細かな行政サービスができなくなる懸念があること。以上の理由から、合併により確かにスケールメリットが働く面があることは否定しませんが、今後柴田町においては、財政規律を守っていけば、将来にわたり財政は好転していく方向にありますので、自治のとりでであります本庁舎を大河原に明け渡してまで得られる合併のメリットは少なく、逆に、船岡の商店街への打撃や住民サービスに対するデメリットの方が多く出ると考えておりますので、当面自立戦略を進化させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） 決算書・政策の成果と予算執行の実績報告を読んで総括質疑をさせていただきます。

平成19年度一般会計は、18年度と比較して9.47%マイナスの100億9,870万5,000円となっているが、職員の早期退職、職員の給料5%カット、下水道事業の縮小を初め、事業の休止や

補助金の削減等、さらには大型事業である二本杉町営住宅建替事業を中止し、28の新規事業へ投資されたが、予想を超える決算となった。

監査の意見書でも、一般会計から4特別会計まで適正正確で誤りがないと認め、20年度からの財政を考えての決算をしたと好意的な言葉で評価されている。町財政は、トンネルの向こうに小さいながらも明かりが見えてきたように感じます。

しかし、執行部は、財政はいつも流動的で瞬間的なものと言っております。債務を適切に管理し、財政を有効に機能させるためには、四半期ごとの財政シミュレーションを定例会に提出すべきと考えます。

各種団体への補助金交付をしています。補助金申請時に前年度の決算書と新年度事業計画書の検討はされているのか。したのであれば、各種団体の決算書類の提出と新年度の事業計画書を議会に提出すべきです。

予算編成に当たっては、不用額が出ないように配慮すべきではないかと以前にも指摘されております。今回の審査意見書では、不用額がある程度確定したときには、予算組み替えで適正な執行を図るべきと指摘されています。今回も不用額が出ていますが、決算の際にはその理由を記し、明らかにすべきであります。

契約状況を見ますと、85事業について入札がされております。そのうち固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託、清住・山岸マンホール新設工事、柴田町地震防災マップ及び耐震改修促進計画作業業務委託は、予定価格に対し、落札率いずれも41.71%、48.73%、49.60%、46.50%の低い落札になっているのは、予定価格に問題があるからではないか。このような落札率の事業をカウントして平均落札率を引き下げ、業者の競争がいかにも厳しくなっているように見せかけているのではないか。また、二本杉町営住宅罹災箇所復旧事業の入札は不調に終わっている。その後、随意契約になっているが、内容が記されていない。予定価格と契約された価格の公表がされるべきで、随意契約、委託などの契約についても、厳密な設計価格の設定に努めるべきであります。落札率60%台の事業や前段で説明した40%台の事業合計9事業を除くと、平均3.66%のアップになり、90.59%の平均落札率になります。以前より厳しい落札率になっているようですが、契約業者を見ますと、平均に配られている気配が見られます。入札委員会では入札基本条例の検討をすべき時期にあると考えます。

毎年町立の小・中学校や各公共施設の雨漏りや施設の補修が言われております。公共施設の一元化管理を進めているようですが、計画的な維持管理の達成度は満足できる状況なのか。また、石油高騰になっているが、町有車の効率的な管理は十分となっているのか。

学校給食は業務委託され、複数年度で契約されております。19年度は予算内で給食事業をしていたが、最近の石油の値上げで食品の高騰が始まっております。今後の給食費は値上げなしの対応でできるのか。また、食品の偽装問題があり、児童・生徒の命にかかわるだけに、食品の点検、検査については、業者任せの管理だけでなく、町独自に食品管理体制の強化に努める必要があります。対策に心配はないのか。

もったいない運動が19年度から始まっていますが、年に二、三回だけの会議では進展が期待されないのではないか。さらに、会議では、施策の追認会議となっていると言われていたようですが、住民と協働のもったいない運動にすべきではないでしょうか。

ごみ収集には、委託業者と契約しておりますが、収集規定があるはず。業者は、収集の煩雑な規則がありますが、遵守しているとは思えません。会社役員の研修ばかりでなく、従業員の社員教育の徹底をすべく、役場内での研修を実施すべきであります。

商店街総合支援事業が施行され、報告会がありました。商工会からも関係課からも報告会の案内はなく、報告会も商工会職員だけで開催されたと聞いていますが、事業の内容や結果がどうだったのか、ことしも補助事業としてありますが、補助事業での研修報告会などは、広く住民や議会に案内をすべきであります。

公共下水道事業債の現在高が、18年度より3億933万3,000円、2.8%減の108億8,457万6,000円となっておりますが、町債現在高の44.3%を占めております。処理区域人口2万8,125人に対する普及率は72.3%になっております。町は、順次計画推進を考えていくのですが、現在の工事着手を10%程度おくらせ、住民の要望の多い側溝改善に配慮すべきと考えます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の総括質疑、9点だったと思いますので、お答えいたしましたというふうに思います。

まず、第1点目、財政シミュレーションの目的は、長期的な将来財政予測を行い、財政見通しを立てるために行いますが、国の地方財政計画が単年度で中・長期的でないことにより、地方交付税等の推計が難しいこと、国の各種制度改正の予測が困難であること、町税、特に法人町民税の予測が難しいことなどから、議員おっしゃるように、時期に応じて流動的にならざるを得ないことも事実であります。平成18年度に財政再建プランを策定するに当たり、財政推計を行っておりますが、平成20年度の当初予算編成時にも財政シミュレーションの見

直しを行い、現状に合った財政状況で予算編成に取り組んでおります。

完璧は困難であります。推計に当たっては、直近の国・県の情報やデータに基づいて、できるだけ現実と乖離しないように努めております。中・長期的な推計を容易に変更することは混乱を招くことにもなりますので、できれば3年か5年スパンで見直しを行い、町民にお知らせしていきたいと考えております。

四半期ごとに財政シミュレーションを見直すことは余り効果が得られないと思っておりますが、昨年度も、決算が終わった平成20年度の当初予算編成前に財政シミュレーションを見直しております。今年度も21年度当初予算編成に当たり、現在、財政シミュレーションの見直しを進めておりますので、12月の定例会に提出したいと考えております。

2点目、各団体の決算書との関係です。各種団体の補助金については、当初予算編成時に各課から補助金、助成金、調査票を企画財政課に提出させ、補助金の目的や事業計画書、前年度の収支決算書を精査して予算措置しております。

各担当課では、補助団体からの補助申請に当たり、事業計画書・予算計画書を提出していただき、補助事業の完了後に決算書などの事業報告書の提出を受けて精査の上、補助金の精算を行っております。また、監査委員からも毎年5月に「財政援助団体に係る監査」として補助団体の事業計画・予算・事業実績・収支決算書の監査を受けております。

今後、議会からの要請があれば、これらの関係書類を提出することは可能であると考えますが、補助金を支出している団体は38団体に上りますので、すべてを提出するとなると膨大な資料になりますので、今後協議をさせていただければと思います。

3点目、不用額との関係でございます。50万円以上の不用額につきましては、審査意見書に50万円以上の不用額に関する調べで理由が記載されております。平成19年度までは町の財政は逼迫しており、当初から年間総予算が組めない状況で、不足する分については、補正で対応してきた経緯があり、財政運営が窮屈なために、契約等で額が確定したものは補正予算等で減額し、予算措置が必要なものに措置してまいりました。平成20年度から年額総予算を組むことができるようになったことから、今後の決算においては、事業を精査する等、各課の努力により不用額が出た方が好ましいのではないかと考えております。また、50万円以下の不用額理由につきましては、膨大な量の記載になると思料されますので、困難ではないかと考えております。

4点目、二つございます。入札の関係です。予定価格と契約された価格の公表がされるべきで、随意契約、委託などの契約についても厳密な設計価格の設定に努めるべきであるについ

てであります。平成19年度までは、1,000万円以上の工事につきましては予定価格の公表を行っていましたが、国交省から指導があり、予定価格を公表することにより応札者が積算をやらないということや、落札率が高どまりになるということで、今年度から公表していません。入札の対象になる案件につきましては、入札結果も含めて契約業者、契約金額をホームページや閲覧で公表しております。

随意契約、委託などの設計価格の設定につきましては、適正な価格設定に努めておりますが、特殊な工事や委託につきましては、複数業者から参考見積もりを徴取し精査しております。今後とも、厳密な設計価格の設定に努めてまいります。

後半ですが、入札基本条例の関係です。平均落札率が以前より厳しくなっているとのことで、これまで高落札率が談合の疑いと言われてきました。落札率については、入札参加者の応札結果によるもので、近年、積算基準が公表されており、参加業者も高い精度で積算することが可能になったことによるものと推察しております。入札に関しては、柴田町財務規則で定めており、契約業者の選定については、柴田町契約業者指名委員会規程により副町長を委員長とする指名委員会で選定しております。

公共工事談合防止、低入札価格増加による弊害等に対応するために、自治体公契約条例や入札基本条例を制定する自治体が出てきております。入札に関する具体的な落札基準を設定し、公正性や透明性を図るためには、条例制定も有効な手段と考えておりますので、先進事例を参考にしながら調査研究に取り組んでまいります。

5点目です。各公共施設の修繕等につきましては、財政状況が厳しい状況にある中、修繕費など十分に措置できないで経過してきました。新しい事業に着手する際にランニングコストまで考えた財政運営が図られなかったことも事実であります。その結果、各公共施設は損傷が進み、修繕には、より費用がかかるなど悪循環になっており、十分に満足できるような状況にはありません。今後も十分な予算措置ができない状況が続きますが、施設の利用に当たっての危険度等、優先順位をつけながら計画的に整備してまいります。

公用車は、既に20年経過している車もあり、古い自動車が大半を占めております。当然、経年による燃費低下もありますので、古い車、燃費の悪い車につきましては、公用車の必要台数も考慮した上で、今後、年次計画により、燃費のよい軽自動車や自然環境に配慮したハイブリット車への買い替えも検討してまいります。また、庁舎や各施設が使用する石油製品につきましては、柴田町石油納入組合と売買単価契約を締結しておりますが、価格が変動するたびに各課に節約に心がけるように周知徹底を図っております。

6点目、二つございます。昨年末からの食用油、乳製品、その他原材料の値上がりや原油高騰によるビニール製品など諸材料等の値上がり、それに伴った関連商品の価格高騰、また、世界的な食料不足から国内産の原材料の価格も押し上げられた形で値上がりしています。4月以降も、大豆を原料とする豆腐や油揚げ、また、コンニャクなども前年より20%以上値上がりしているものもあり、10月以降も値上げが予定されているものがございます。

柴田町の学校給食は、4月以降、メニューなどの創意工夫、またデザート回数調整、パンの種類などで値上がり部分をカバーしております。年度内は、給食費の値上げをせずに実施したい考えですが、10月以降の諸材料等の値上げ状況によっては、何らかの方法を考えなければならない状況も想定しています。

21年度については、このような状況と栄養値や必要量の確保、また食の安全確保などを勘案すると、給食費の値上げは避けられない状況にあると考えております。

現在、諸材料等の全体の値上がりの状況を調査中で、今後の値上がり品も見定め、最小限度の値上げに抑えるべく検討中でございます。今後、その結果を学校給食共同調理場管理運営審議会にて審議いただき、その後、保護者への説明などを経て、21年4月からの適用をお願いしたいと考えております。

食品の安全については、たび重なる事件・事故が発生し、その都度納入業者に安全の確保について通知し、証明書の確認など指導を行っております。

納入業者とは、契約において納入条件書及び基準書を示し、原産地、製造日、賞味期限、内容成分など製造責任者に至るまで明記させ確認しており、業者間でも検査体制の強化などに努め、納入業者にありましては製造業者の保健所立ち入り調査結果による点数評価、J A S や I S O の取得、協会での検査認定状況、安全確保などの評価により選定し、取り引きしているところでございます。

また、生鮮食品の国産、県内産、柴田町内産などの指定や各種証明書の添付による安全確認、そして給食センターや学校での衛生管理の徹底などに努力いたしているところでございます。

最終点検として、給食センターでの検食、そして各学校で校長による検食が義務づけられていますので、その時点で異常があれば児童生徒に提供しないシステムになっております。

現在の食品の流通機構では、原材料の原産地や検査、製造工程での検査、そして安全確認など、各機関の検査及び証明によるものでの確認により生産、納入されております。

町独自の精密な検査体制の導入は難しく、現在、各市町とも最大限にとれる安全管理体制のもと、学校給食を提供しております。今後も安全・安心の給食に努めてまいります。

7点目、もったいない運動関係です。昨年5月に町民、商店、企業、各種団体等から50名の方々に委嘱し町民会議を立ち上げました。会の運営につきましては、総務部会、可燃ごみ削減部会、レジ袋削減部会の三つの部会を構成し、部会ごとに検討や実践活動を行った結果、町民会議全体としての共通認識に欠け全体が見えないとの意見も多く寄せられました。委員の方々の意見を集約し、今年度の活動につきましては、部会制を廃止し、共通認識のもと活動できるように会議はすべて全体会として開催しており、今後の活動に当たっては、委員全員の協力のもと取り組んでまいります。

従業員の社員教育の徹底をすべく、役場内での研修を実施すべきであるについてでございますが、ごみの収集は業者に委託し処理施設へ搬入しております。ごみを出す側、収集する側は、ともにごみ出しカレンダーやごみ分別辞典により決められたルールのもと適正に処理しております。しかし、中には分別などを行わずに集積所に出される方もおります。そういったものは、違反ごみシールを貼った上で集積所に残していくことになっております。町民の方からの苦情等が寄せられた場合は、業者の責任者と一緒に現場を確認し、対応に努めております。従業員の研修や教育につきましては、本来は業者の責任において行うべきと考えますが、町長の姿勢も問われますので、代表者に対し厳重に今後教育するよう指導してまいります。

あわせて、町民の方もごみ出しルールを守るよう一層の啓蒙活動を図ってまいります。

8点目、商店街の総合事業の関係でございます。柴田町商店街の魅力向上のため意欲的な個店を6カ月程度集中的に継続的に指導・助言を行い、確実な経営改善を促し、成功事例を創出し、指導内容、実績等を町内事業者と公開共有し、商店街全体に波及効果をもたらすことを目的にした事業であり、町商工会が事業主体となり、商工会会員に事業内容等を盛り込んだ募集を行った結果、意欲的な4店舗が事業に取り組み、講習会、個別指導等を受講しております。事業の結果につきましては、経営意識がさらに前向きになり、商売の醍醐味を満喫でき、4店舗平均の売上伸び率は、対前年比25%、客数伸び率は対前年比18%となり、目標達成となりました。この内容を町内事業者と公開共有するために、商工会会員に報告会開催案内を通知し、2月報告会を開催しております。

本年度も昨年の実績を踏まえ、事業の導入に向け講習会開催の案内通知を商工会会員にしたところ、多くの会員から参加をいただき、現在3店舗が意欲的にこの事業に取り組んでおります。

最後でございます。公共下水道の関係です。下水道事業は、私たちの身近な生活環境を改善

する上で必要不可欠な社会資本であります。このようなことから、早期普及を図るために事業を推進してまいりました。

しかしながら、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による事業の追加などにより、過年度の公債費が大きく膨らんでまいりました。

平成19年度には料金の改定を行い、また、建設費の抑制に伴う起債額の減や繰上償還に伴う借換債などを行い、経営の安定化に努力してきたところでございます。

これからの下水道整備につきましても、未整備地区からの整備要望もありますので、厳しい財政状況ではありますが、事業債の償還等を考慮しながら年次計画の見直しを行い、整備を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、会期中の審査に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、会期中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲、検査を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました認定第1号から認定第6号までの決算審査結果報告は、会期の都合により9月18日午後4時までに行いたしたいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査結果報告書の提出日は9月18日午後4時と決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

9月19日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分 延 会

---